柏市監查委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

平成29年3月13日

柏市監査委員 下 隆 明 柏市監査委員 男 幸 髙 田 柏市監査委員 助 Ш 忠 弘 柏市監査委員 中 島 俊

平成28年度

監査の結果に関する報告

行 政 監 査 図書館の管理運営について

柏市監査委員

1 監査を執行した監査委員名

下 隆 明

髙 田 幸 男

助 川 忠 弘

中 島 俊

2 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

3 監査の期間

平成28年11月1日から平成29年2月28日まで

- 4 監査の対象
 - (1) 対象事務

図書館の管理運営について

(2) 対象部署

教育委員会生涯学習部図書館

5 監査対象の選定目的と理由

近年の少子高齢化や情報通信手段の発展など社会環境が大きく変化する中、図書館は市民が必要な情報を迅速かつ確実に提供する情報拠点としての役割を担い、多様化する市民ニーズに対応したより質の高いサービスの提供が求められている。

本市の図書館は、昭和29年4月の「柏町立図書館」に始まり、 移動図書館や分館の整備を経て、現在は柏市立図書館(本館)及 び17分館の体制で運営している。

平成20年3月には「新中央図書館」整備基本計画を策定したが、厳しい財政状況等を踏まえた見直しの結果、新たな施設整備は行わず、現在の18館体制を活用し、図書館サービスの充実を図ることとした。

柏市第五次総合計画(以下「総合計画」という。)での重点目標の一つである「地域の魅力や特性を活かし、人が集う活力あふれるまち」を実現するためには、市民が図書館の活用による情報

収集等を通じて身に付けた知識や技能を地域で活かし、複雑かつ 多様化する地域課題の解決に取り組んでいくことが必要となるこ とから、図書館のサービス内容等を検証し、今後の管理運営に資 することを目的として監査を実施した。

6 着眼点

- (1)総合計画の重点事業の進捗状況 総合計画に位置付けられた役割に基づく重点事業の進捗は適 正か。
- (2) 手段の最適化

ア施設の管理状況について

- (ア) 施設の管理は法令等に基づき適正か。
 - (安全対策:地震,防火,防犯など)
- (イ) 施設・整備は利用者に配慮されているか。 (障害者, 高齢者, 乳幼児等への配慮)
- (ウ) 施設の安全性は確保されているか。 (施設の定期点検の状況や安全対策など)
- イ 施設の運営状況について
 - (ア) 利用者の利便性が考慮されているか。 (開館時間や休館日,貸出・返却方法など)
 - (イ) 蔵書の管理は適正に行われているか。 (図書等の選定,購入,除籍など)
- ウ 施設の利用状況について
 - (ア) 利用促進に向けた取組がなされているか。
 - (イ) 市民ニーズの把握に努め、サービスの提供に反映しているか。
 - (ウ) 利用者のプライバシーの保護に配慮しているか。
 - (エ)他の関連機関との広域的な連携や協力は図られているか。
 - (オ) 公共性、経済性を考慮した管理運営がなされているか。

7 監査の方法

- (1) 対象部署からの資料提出及び監査事務局による事前調査
- (2) 監査委員による現地確認及び関係職員からの事情聴取

(3) 監査事務局による事後の補足調査

8 総合計画での位置付け

総合計画の重点目標の一つである「地域の魅力や特性を活かし、 人が集う活力あふれるまち」を実現するため、総合計画の前期基本計画(平成28年度~平成32年度)では、基本構想に掲げる 将来都市像や重点目標の達成に向けた実現手段として、次の取組 を重点的に推進するとしている。

重点目標	3 地域の魅力や特性を活かし、人が集う活力あふれるまち
施 策	4-3 地域や社会の課題に対応した生涯学習の推進
施策の実現に よって目指す 市の姿 (施策の方針)	市民の誰もが、いつでも、どこでも、自由に学習することができ、さらに、その学習成果を地域における課題解決等に役立てていて、暮らしやすい地域社会が形成されるとともに、自分達の住む地域に愛着をもっている。
重点取組	2 地域と人をつくる図書館の推進
取組内容	地域課題を解決し、地域で活躍する市民を増やすため、地域の課題を知り、その対処法について考えられる資料を充実し、レファレンスサービス(調査相談)等の情報提供機能を強化する。また、知識を地域で活用できるよう、交流型の読書会や学習会を開催する。
重点事業 (実現手段)	1 市民の「知りたい」に応える図書館づくりの推進
施策の進捗	指標図書館ボランティア登録者数
を測る指標	基準値 343人(平成27年度値)

(出典)「柏市第五次総合計画」を基に監査事務局が作成。

9 図書館の概要

(1) 施設の概要

市では、図書館法第10条の規定に基づき、柏市立図書館条例により柏市立図書館(本館)及び17分館を設置している。

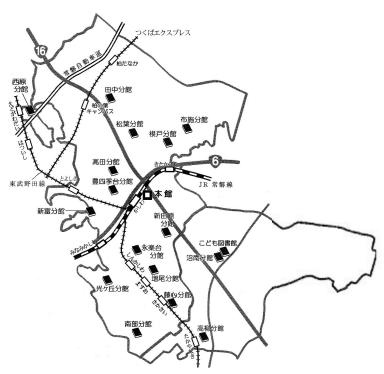
施設名称	柏市立図書館(本館)
所在地	柏市柏五丁目8番12号
開館年月日	昭和 51年 3月 31日
敷地面積	2,234 m²
延床面積	2,005 ㎡ ※その他別棟保存書庫 200 ㎡
職員配置 (H28.4.1 現在)	正職員 20(11)人 臨時職員 22(8)人

(出典) 監査資料を基に監査事務局が作成。



分館名称	延床面	開館年月日	職員配置(H28.4.1現在)
万 路 名 柳	積	用貼平月日	正職員 臨時職員
豊四季台分館	198 m²	昭和 49年 10月 22日	1(0)人 8(1)人
田 中 分 館	172 m²	昭和 54年 5月 1日	5(2)人
西 原 分 館	105 m²	昭和 54年 5月 1日	5(0)人
南 部 分 館	191 m²	昭和 54年 5月 1日	6(1)人
布 施 分 館	196 m²	昭和 55年 5月 21日	6(0)人
永 楽 台 分 館	132 m²	昭和 55年 5月 21日	6(0)人
増 尾 分 館	168 m²	昭和 57年 1月12日	6(1)人
光ケ丘分館	187 m²	昭和 57年 5月19日	11(1)人
新 富 分 館	165 m²	昭和 57年 5月14日	5(2)人
高 田 分 館	137 m²	昭和 58年 4月 16日	5(1)人
根戸分館	118 m²	昭和 58年 4月12日	5(0)人
新 田 原 分 館	110 m²	昭和 59年 10月 6日	6(1)人
松葉分館	205 m²	昭和 62 年 10 月 3 日	10(2)人
藤心分館	147 m²	昭和 62年 10月 17日	5(1)人
沼 南 分 館	380 m²	昭和 53 年 4 月 1 日	5(0)人
高 柳 分 館	127 m²	平成 7 年 5 月 10 日	4(1)人
こども図書館	473 m²	平成 20 年 8 月 8 日	2(2)人 5(1)人
		分 館 小 計	3(2)人 103(15)人
		本 館 · 分 館 合 計	23(13)人 125(23)人
	※ 正 職 旨	は 再任用職員を会ね ()	内け うち有資格者数(司書)

※正職員は、再任用職員を含む。()内は、うち有資格者数(司書)。 (出典)監査資料を基に監査事務局が作成。



(出典)「平成27年度図書館年報」

(2) 施設の管理状況について

ア 施設における安全対策

本館は築40年以上が経過し老朽化が進んでいるが、建物・各設備の定期点検を実施し、修繕計画に基づく施設の補修工事等を実施している。その他、防災訓練の実施や、AED(自動体外式除細動器)、防犯ミラーの設置等による対策がとられている。別棟の保存書庫においては、安全対策が不十分な状況が見られた。

イ 障害者, 高齢者, 乳幼児等への配慮

本館では、多目的トイレやベビーベッドを設置し、館内には点字ブロックが整備されている。正面入口までの段差解消にはスロープを設置している。また、車椅子、老眼鏡・拡大鏡の貸出しも行っている。

(3) 施設の運営状況について

ア開館時間及び休館日

各館の開館時間及び休館日は、次のとおりである。

施設名	開館時間	休館日
柏市立図書館(本館)	9時30分~17時 (火・土・日曜日, 祝日・休日) 9時30分~19時 (祝日・休日以外の 水・木・金曜日)	月曜日(祝日・休日を 除く) 年末年始 特別整理期間
沼南分館 高柳分館 こども図書館	9 時 30 分~17 時	ただし、豊四季台分館、 こども図書館を除く分館 は、第3月曜日が祝日・ 休日に当たる場合は休館
上記以外の分館	10 時 ~ 17 時	

イ 貸出手続き

(出典)監査資料を基に監査事務局が作成。

図書館資料の貸出しは、個人貸出しと団体貸出しに区分される。個人貸出しは、市内に在住・在勤・在学している者、又は県内近隣自治体(我孫子市・印西市・鎌ヶ谷市・白井市・流山市・野田市・松戸市)に在住している者、団体貸出しは、市内の官公署、学校、社会教育関係団体その他の団体

が対象である。貸出しにあたっては、利用者登録により、本 館・分館共通の利用カードが交付される。

区分	資料の種類	貸出数量	貸出期間
個人貸出し	図書・雑誌・紙芝居	1人につき 10 冊まで	2 週 間
側の質的し	視聴覚資料	1人につき 2点まで	2 见 [1]
団体貸出し	図書・雑誌・紙芝居	1団体につき 200 冊まで	1 か月

ウ貸出期間の延長

(出典) 監査資料を基に監査事務局が作成。

返却期限日を過ぎていない図書館資料で、予約の入っていない資料は1回に限り、手続きの日から貸出期間を2週間延長することができる。ただし、返却期限日を4週間過ぎても返していない図書館資料がある場合は、新たな貸出し、借りている資料の貸出延長はできない。

エ 返却手続き

図書館資料の返却は、図書館本館及び全分館のいずれかに 持参して、開館時間中はカウンターにて返却する。閉館時は 返却ポスト(館によって利用時間等が異なる)を利用するこ とができる。

オ図書館資料の選定・購入

図書館資料の選定は、選定会議において、「柏市立図書館 資料収集方針」に基づき決定する。過去3年間における資料 の購入状況は、次のとおりである。

			平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
図書		数量	31,695 ⊞	30,743 ∰	28,957 冊
	1 首	金額	49,816,805円	49,725,819円	49,845,492 円
	СД	数量	95 点	104 点	276 点
視聴覚		金額	379,848円	360,445 円	756,294 円
資 料		数量	24 点	50 点	49 点
	DVD	金額	354,900円	472,586 円	535,154円

カ図書館資料の除籍

(出典)監査資料を基に監査事務局が作成。

蔵書点検の結果,汚損,破損が激しく補修不可能な資料や, 3年以上所在不明となったもの等は,柏市立図書館資料除籍 基準により,資料の除籍を行う。

キ 未返却資料への対応

返却期限を過ぎた資料については、電話又はメール・ハガキ・封書による督促を実施し、なお未返却で緊急性のある場合は訪問による督促を行っている。

ク蔵書の盗難防止対策

本館では、職員が館内の見回りを適宜行っている。また、 本館及び豊四季台分館に防犯ミラーを設置し、盗難防止に努 めている。

盗難防止に有効なBDS※(ブックディテクションシステム)は設置されていない。

(4) 施設の利用状況について

ア利用状況

過去5年間における蔵書及び利用状況の推移は、次のとおりである。

		平成23年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
古	一般書	603, 149	596, 172	593, 284	595,285	604,517
蔵書数	児童書	324,916	317,075	313,827	313,639	317, 136
(1111)	合 計	928,065	913,247	907, 111	908,924	921,653
貸出	一般書	1, 468, 115	1,397,180	1,305,854	1, 294, 798	1,292,603
冊数	児童書	831, 399	805,621	768,816	746,281	767, 366
(冊)	合計	2, 299, 514	2,202,801	2,074,670	2,041,079	2,059,969
利用者数(人)		664,224	642,547	612,472	616,604	650, 568
登録者数(人)		93,744	91,030	88,115	85,204	82,129

イ 各種サービスについて

(出典)監査資料を基に監査事務局が作成。

(ア) リクエストサービス

所蔵資料に対する予約,及び未所蔵資料の提供依頼をリクエストサービスとして受け付けている。所蔵資料の予約は,図書・雑誌は10冊,視聴覚資料は2点までとし,OPAC(館内用蔵書検索機)やインターネット端末からも

[※]BDS 資料にICタグを装備し、貸出手続きの済んでいない資料をゲートの外に持ち 出すと警告するシステム

予約が可能である。

(1) 相互貸借

リクエストされた資料が未所蔵の場合に、県内の公共図書館、県立図書館、国立国会図書館との相互貸借により、 資料を提供している。

(ウ) レファレンス

調査・研究・学習のために必要な資料・情報を求める利用者に対して、職員が図書館資料等に基づく関連資料及び情報を提供している。

(エ) 障害者サービス

市内に在住し、身体障害、ねたきりの状態等の理由で来館が困難な利用者には、郵送等による図書館資料の貸出しを行う。1人につき図書は10冊、視聴覚資料は各3点までとし、貸出期間は1か月以内とする。

(オ) 児童サービス

児童を対象におはなし会や本の展示, ブックリストの配布を行い, また, 乳幼児に絵本を贈るブックスタート事業を実施している。

(カ) その他

読書普及活動として、図書館まつり、知的書評合戦(ビブリオバトル)、各種講演会等を実施している。また、市内の学校・大学との連携により読書活動の推進を行っている。その他、本館内のプラネタリウムにて視聴覚教育の一環として投影を実施している。

10 監査の結果

監査の結果,とくに次の事項については,「監査の結果等の取扱い要領」に定める指摘事項に該当するものと判断した。図書館行政が数年来発展性がなく停滞し続ける状況を危惧し,図書館の管理運営に係る総括的な指摘事項を(1),続いて個々の事務等で適正を欠き早急な対応が必要な事項を(2)(3)に記載する。

【指摘事項】

(1) 図書館の管理運営の最適化について

市では、平成20年3月「新中央図書館」整備基本計画(以下「整備基本計画」という。)を策定し、建設候補地としていた再開発事業と調整を行いながら検討を進めてきたが、再開発事業の方針変更による事業の遅れから、平成24年度開館を見込んでいた整備基本計画との開きが生じ、予定していた事業の財源確保が困難となった。また、市の財政状況も厳しいことから、平成22年11月に整備基本計画に基づく施設建設の中止を決定した。その後の図書館の方向性について検討した結果、新たな施設整備は行わず、現在の18館体制を活用し、サービスの充実を図ることとした。

そこで、当該整備基本計画に盛り込んだ図書館運営のあり方を可能な限り実現できるよう、総合計画では図書館の重点取組を「地域と人をつくる図書館の推進」とし、市民が図書館活用による情報収集、学習の機会等を通じて身に付けた知識や技能を地域で活かし、複雑かつ多様化する地域課題の解決に取り組んでいかれるよう支援していくことを目指している。

本監査では、総合計画に位置付けられた役割に沿った図書館 サービスを提供し、効率的な管理運営を行っているか、手段の 最適化に着眼した。

総合計画の重点事業の進捗状況(平成28年10月末現在)を確認したところ、所管部署から次のとおり回答があった。

	事務事業名		図書館資料の収集・保存・貸出し事業				
	事業概要		・図書館資料の貸出・返却、利用カードの発行、リクエスト・予約の受付、相互貸借の手配等を行う。 ・多様な課題に対応するために、多くのタイトル数の資料を所蔵する。 ・資料の予約、購入希望に対し購入だけではなく相互貸借や寄贈資料の活用を図る。 ・資料の選択を的確に行うための配架、等架整理。 ・開架資料および保存資料の除架、除籍を行い、保存スペースの確保を行う。 ・経年劣化の著しい資料を、購入や寄贈により更新する。				
	年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成果	年間貸出冊数	目標	2,220,000	2,230,000	2,240,000	2,250,000	2,260,000
指標①	(雑誌含む)	実績	1,252,966	-	-	-	_
活動	蔵書冊数	目標	930,000	930,500	931,000	931,500	932,000
指標①	談音	実績	921,897	-	-	-	12 <u>—</u> 03
4	事業実施内容・成果		新刊書の選定に際し、リクエスト(購入依頼)による購入を行うことで、利用者の要求に応えるとともに、 公共図書館として、幅広い、多くのタイトル数を揃え、市民の利用に供することを目指している。				
課題		保存書庫の整備及び所	f 蔵資料の適正な管理が	ができていない。			

2	事務事業名			課題解決支援サービス					
	事業概要		行政関係各課等と連携	F民の様々な課題解決支援のための資料コーナーの設置と資料リスト・パスファインダーの作成。 F政関係各課等と連携した資料展示・講座の開催。 課題解決に向けた学習・交流の支援。					
	年度	W	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
成果	課題解決関連講座	目標	40	60	70	80	100		
指標①	等の参加人数	実績	51	-		-	-		
活動	市関係部署等と連携	目標	16	17	18	18	18		
指標①	して行った企画展数	実績	7	_	-	-			
活動	パスファインダー	目標	2	4	6	8	10		
指標②	のタイトル数	実績	0			=27	12 <u>—</u> 11		
į	事業実施内容・成果			画・実施。また,今年	†バトル)」及び市内₪ F度は,ボランティア□				
課題					を使った情報発信の充領 情報提供が不足している				

事務事業名		レファレンス事業						
事業概要			市民が求める情報に対して,図書館職員が図書館資料を使って答えたり,回答の含まれている情報源を提示,照会する人的サービスであり,貸出サービスと並ぶ図書館の本質的業務である。					
	年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
成果	レファレンス協同デ	目標	5	10	15	20	40	
指標①	ータベース登録件数	実績	0				<u>-</u>	
成果	図書館利用講座の	目標	20	40	60	80	80	
指標②	参加者数	実績	0	=2/	=27	-27	<u> </u>	
活動	レファレンス件数	目標	27,000	20,000	21,000	22,000	23,000	
指標①		実績	9,121				(2- 8)	
活動	パスファインダー	目標	2	4	6	8	10	
指標②	のタイトル数	実績	0	-	-	-	-	
事業実施内容・成果			・職員及び臨時職員の研修 ・レファレンス内容を蓄積し、職員内で共有・精査して、レファレンス協同データベース(国立国会図書館 が全国の図書館等と協同で構築している、調べ物のためのデータベース)に登録。					
課題			・ネット対応の環境はオ ・PR不足もあり、レフ				なっている。	

(出典) 監査資料を基に監査事務局が作成。

これらの事業の進捗状況について、図書館の利用促進に向けた個別の事業として、知的書評合戦(ビブリオバトル)や市民読書交流会等の実施は一定の効果は認められるものの、「地域と人をつくる図書館の推進」との目標達成には程遠い状況である。

また、公共図書館サービスは市民全員が平等に利用できるよう整備することが肝要であるが、図書館サービスが届きにくい地域への対応について、所管部署ではインターネット環境の利用促進を図る一方、分館機能を活用したいとの意向であった。しかしながら、並行して、分館を図書館資料の保存書庫として利用したいという思惑も見られ、市内に点在する17館もの分館の活用方法については、目指す方向が定まっておらず、利用

価値のある財産を無駄にしている。

これらの状況は、新中央図書館の計画中止から今日に至るまで、建物の老朽化が進み、手狭な図書館本館の現状だけを理由 として所管部署が積極的な対応を行わないばかりか、目標を達 成するための体制や具体策も整っていないことに起因している。

所管部署は現在の危機的状況を再認識し、今後の公共図書館の在り方や方向性を明確にし、体制を整えた上で目標の実現に向け取り組むべきである。具体的には、職員の専門性の向上、利用状況やアンケート等から得る市民ニーズの施策への反映、行政目線の枠を超えた柔軟な発想による企画、指定管理者制度導入の検討などが、今後の管理運営に有効な手段と考えられる。

長く停滞した図書館行政からの脱却を図り、市が目指す「地域と人をつくる図書館」の実現に向かって、有効かつ効率的な管理運営に努められたい。

(2) 施設の安全対策の強化について

本件は、図書館本館の別棟の保存書庫において、防災上の観点から不適切な状況が見られた事案である。

当該保存書庫は閉架書庫として、利 用者からの請求により職員が保存する 図書を出し入れしている。現在、約5 万冊を収容している上、空調設備がないことから、資料の劣化が進んでおり、保存スペースの狭あいさと劣悪な保存環境が図書館の長年の課題となっている。

施設の現地調査を行ったところ、保存書庫では、書架間の全ての通路に、書架に入りきらない図書を詰めたダンボール箱が置かれ、さらに保存書庫内の出入口に通じる避難通路も同様の状況であった。





避難通路(上写真)及び他の通路(下写真)の状況

火災予防条例第40条第1号では「避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持すること。」と定めており、ダンボール箱が避難の妨げになる恐れがあり不適切な状況であると言わざるを得ない。当該保存書庫は人が常駐して作業する場所ではないものの、地震や停電が発生した場合に備え、避難時の危険要因となる障害物は速やかに撤去し、安全な避難通路を確保されたい。

また、施設の安全対策について確認したところ、防災訓練や館内の巡回等は実施しているものの、よりどころとなる危機管理マニュアルは東日本大震災以前の平成22年度に作成した以降、一度も見直しが行われていない。図書館本館は築40年以上の老朽化施設であり、特に図書館という性質上、書架の倒壊や書架からの資料の落下により利用者等に被害を及ぼす危険性が高く、地震対策は図書館にとって極めて重要な取り組むべき課題の一つである。東日本大震災等から得た教訓を参考に、地震のみならずあらゆる危機への対応を平時から意識し、実践的なマニュアルの整備や体制づくりなど安全対策の強化に取り組まれたい。

(3) 図書購入業者との契約の適正化について

書籍等の著作物は、例外的に独占禁止法の適用が除外される著作物再販適用除外制度によって、定価販売が認められている。どの業者から購入しても同価格であることから、競争入札に適しないものとして、随意契約により図書を購入している。

購入に当たっては、市民ニーズ等に応えるための図書の安定的な整備を基本に、地域経済の振興促進や市内業者の育成の観点から、発注先を市内業者に限定している。併せて、発注に当たっては、ブックカバーやラベル等を貼付する装備を施し、定価で納入する条件を課している。これにより、市内業者のうち、これらの条件下で納入が可能であるとしているのは現行5業者のみである。発注の配分は、業者の納品率※、装備能力、立地

[※]納品率 発注数に対する実際の納品数の割合

条件に加え,業者間の均等性も考慮して,各業者が本館又は各 分館のいずれに納品するかを年度当初に決定している。

過去3年間における市内5業者からの図書購入状況は次のと おりである。なお、直販や自費出版など5業者が取り扱ってい ない図書は、その他の出版・販売業者より別途購入している。

	平成 25 年	F 度	平成 26 年		平成 27 年度	
	購入金額(円)	比率(%)	購入金額(円)	比率(%)	購入金額(円)	比率(%)
業者A	11,608,179	24.6	11,666,771	24.7	10, 262, 808	22.5
業者B	10,498,423	22.3	10,778,188	22.9	11,085,970	24.3
業者C	8, 156, 032	17.3	7,729,019	16.4	7, 208, 678	15.8
業者D	9,057,971	19.2	9, 274, 330	19.7	9,833,112	21.5
業者E	7,832,816	16.6	7,667,304	16.3	7, 267, 734	15.9
合計	47, 153, 421	100.0	47, 115, 612	100.0	45,658,302	100.0

(出典) 監査資料を基に監査事務局が作成。

この表を見ると、業者A及びBからの購入が多いことがわかり、その理由について所管部署へ説明を求めたところ、納品率や装備能力の差が原因であるとのことであった。また、業者との契約については、年度開始前に実施する書店説明会において、納入条件や各業者の発注配分を図書等納入仕様書に基づき説明の上、業者に発注していくとのことであった。

しかしながら、本監査の現地での事情聴取では、図書の購入が特定の業者に偏っている現状について、各業者の発注配分の決定に至る経緯やその判断基準が明確に示されなかったため、業者との契約において公正性、透明性が確保されているかという点については十分に理解できたとは言えない。

さらに、書店説明会における市及び業者双方の合意内容を示す協定書等が取り交わされていないことが判明した。書面作成は私法上の契約成立の条件ではないが、図書の発注は年度中に複数回行われることを前提としている以上、トラブル回避のため双方の合意内容を明らかにした書面を残しておくべきである。

業者との契約に当たっては、小さな疑念さえ持たれることが ないよう常に公正性、透明性の確保を念頭に置き、併せて、市 民への説明責任の観点からも、適正な契約手続き等の実施を徹底されたい。

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を速やかに監査委員に報告されたい。

また、事務処理上改善すべき軽易な事項等については、監査の期間中に口頭により注意、指導を行ったところであるが、図書の貸出業務については、限りある人材のもとで適切なサービスが提供されているものと認められた。